報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

困ったら 一人で悩まず 行政相談

平成 30 年 10 月 26 日
関東管区行政評価局

国立大学における教員免許状更新講習受講料納付方法の拡大を！

－ 3 国立大学法人に対し改善をあっせん －

総務省関東管区行政評価局では、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長　利根忠博　埼玉県法人会連合会会長）に諮り、同会議の意見を踏まえ、平成 30 年 10 月 26 日、国立大学法人茨城大学、国立大学法人群馬大学及び国立大学法人千葉大学にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

国立大学の教員免許状更新講習受講料の納付を銀行振込で行う場合、ATM（現金自動預払機）による振込に対応していない国立大学もある。納付方法の拡大を図ってほしい。　（関東管区行政評価局受付）

（制度の概要等）

- 教員免許状更新講習制度の導入により、教員免許状を更新するためには、大学等が開設する 30 時間以上の教員免許状更新講習を受講・修了することが必要となる。
- 関東管区行政評価局管内で、更新講習を実施している 14 国立大学のうち、受講料を銀行振込とするものが 6 校あるが、ATM 振込に対応していない国立大学が 3 校（茨城大学、群馬大学及び千葉大学）あった。

（3 国立大学法人（茨城大学、群馬大学及び千葉大学）へのあっせん要旨）

教員免許状更新講習の受講料の銀行振込を窓口振込のみに対応し、ATM 振込に対応していない 3 国立大学法人においては、払込確認の方法を変更するなどして、ATM 振込に対応できる措置を講じること。



行政相談マスコット
キクーン

【問合せ先】
総務省　関東管区行政評価局　総務行政相談部
首席行政相談官室　田尻、青山
電　話：048-600-2313
メール：knt32@soumu.go.jp
〒330-9717　埼玉県さいたま市中央区新都心 1－1
さいたま新都心合同庁舎 1 号館 19 階

制度の概要等

１　教員免許状更新講習制度の概要

教員免許状更新講習制度は、平成 21 年 4 月から本格実施されている。

当該制度の導入により、免許状には、**有効期間等が設定され**、免許状を更新するためには、大学等が開設する 30 時間以上の教員免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者である都道府県教育委員会の修了確認を受けることが必要とされている。

２　教員免許状更新講習受講料

国立大学等が実施する教員免許更新講習の受講料を含むその他の費用の徴収方法については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）において、「大学、大学院又は専修学校に在学する者のうち学生又は生徒以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費用以外の費用に関しては、国立大学法人が定める」とされており、**当該受講料の納付方法については、各国立大学が独自に定めている。**

３　教員免許状更新講習の流れ（概要）

教員免許状更新受講の申込は、同講習を開設する各大学等の「教員免許状更新講習ホームページ」にアクセスし、受講科目予約などを行い、その後、受講申込書を郵送で提出することとされている。

同講習の受講料を銀行で振り込む場合、大学等は、振込受付証明証など、受講料を振込済であることを証する書類を受講申込書に貼付させる場合や当該書類を別途送付させるなどにより、振込確認を行っている。

当局の調査結果

１　関東管区管内１都９県における状況

関東管区行政評価局管内の１都９県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）の 24 国立大学のうち、**教員免許更新講習を実施している 14 校**について、教員免許状更新講習手数料の納付方法を調査した。

銀行振込とする 6 校のうち、窓口振込に加えて ATM 振込にも対応しているものが 3 校ある一方、**窓口振込しか対応していない国立大学が 3 校（茨城大学、群馬大学及び千葉大学）**あった。

２　ATM 振込に対応していない 3 校における未対応の理由

これら ATM 振込に対応していない 3 校では、受講申込書に貼付又は事後送付された**払込書の写しにより受講料を支払った者の情報を確認**しているが、**ATM を利用した場合、当該確認作業ができない**などを理由として、対応していないものである。

３　（推奨事例）山梨大学における取組状況

山梨大学においては、受講者の利便性の観点から ATM 振込に対応している。

同大学は、受講者に対し、ATM 振込を行う際に、受講者番号や氏名を入力するよう依頼し、振込完了後に ATM から発行される**「ATM サービス利用明細票」**に記載されたこれらの情報により、**払込確認を実施**している。

当該確認方法について、同大学は、これまで不都合は生じたことはないとしている。

行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は次のとおりである。

・　各大学は、推奨事例を参考としてATM振込の対応を拡大すべきではないか。

【参考】行政苦情救済推進会議とは

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。

関東管区行政評価局の行政苦情救済推進会議　構成メンバー

（座長）

利根　忠博	埼玉県法人会連合会　会長、埼玉県経営者協会　名誉会長
加村　啓二	弁護士、埼玉調停協会連合会　会長
佐藤　元子	新潟行政相談委員協議会　会長
	関東行政相談委員連合協議会　理事
関　　英祐	株式会社テレビ埼玉　取締役報道制作局長
外山　公美	立教大学コミュニティ福祉学部　教授
山口　洋子	特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう　理事
吉田　俊一	株式会社埼玉新聞社　編集局編集管理幹・理事

（五十音順）